

平成 21 年第 4 回（6 月）みなかみ町議会定例会会議録第 2 号

平成 21 年 6 月 12 日（金曜日）

議事日程 第 2 号

平成 21 年 6 月 12 日（金曜日）午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（23人）

1番 前田善成君	2番 阿部賢一君
3番 林一彦君	4番 山田庄一君
5番 河合生博君	6番 林喜美雄君
7番 原澤良輝君	8番 穂苅清一君
9番 島崎栄一君	10番 高橋市郎君
11番 久保秀雄君	12番 小野章一君
13番 中村正君	14番 鈴木幸久君
15番 河合幸雄君	16番 鈴木勲君
17番 森下直君	18番 根津公安君
19番 速水一浩君	20番 本多秀律君
21番 倉澤長男君	22番 阿部源三君
23番 傳田創司君	

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 鈴木初夫 書記 深代和恵

説明のため出席した者

町長	鈴木和雄君	副町長	腰越孝夫君
収入役	大川浩一君	教員	登坂義衛君
総務課長	鬼頭春二君	水上支所長	阿部正君
新治支所長	関章司君	総合政策課長	石坂武君
税務課長	木村一夫君	町民福祉課長	石川晃君
子育て健康課長	木暮勤君	生活環境課長	山賀晃男君
農政課長	阿部行雄君	観光商工課長	林昭君
地域整備課長	増田伸之君	教育課長	青木寿君

開会

午前9時開議

議長（傳田創司君） みなさん、おはようございます。昨日に引き続きまして、よろしくお願ひ申し上げます。
本日も議場内、大変に暑くなる模様でございますので、上着につきましてはご自由にお願いしたいと思います。

開議

議長（傳田創司君） ただ今の出席議員は、23名で定足数に達しておりますので、会議は成立了いたしました。
これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおりであります。
議事日程第2号により議事を進めます。

日程第1 一般質問

通告順序第4 8番 穂苅 清一 1. 町民の生命・住まいを守る上で、
総合相談窓口の設置について
2. 非核宣言自治体としての責務と施策について

議長（傳田創司君） 日程第1、一般質問を行います。
一般質問につきましては、6名の議員より通告があり、昨日、すでに3名の方が終了しております。
本日は3名の議員より、昨日に引き続き、順次、質問を許可いたします。
まず、8番穂苅清一君の質問を許可いたします。

（8番 穂苅清一君登壇）

8番（穂苅清一君） 私の一般質問は、すでに通告済みですが、1. 町民の生命・住まいを守る上で総合相談窓口の設置について、2. 非核宣言自治体としての責務と施策についての2点であります。

まず始めに、町民の生命住まいを守る上で総合相談窓口の設置について、お伺いいたします。

今、日本全国で、派遣や請負・パートなど、非正規雇用労働者の首切りが行われています。その数は、昨年末の政府発表でも19万2千人、私は実際には6月末までに40万人ほどの働く人々が職を失うのではないかと言われていることを同じように考えております。

この利根沼田でも、もちろん例外ではありません。

合併後、観光を町是とすると言われる、その中心となる旅館・ホテルの倒産、あるいは

夜逃げで経営者として果たすべき最低限度の法による労働者への救済措置も全くしないで、そのまま逃げてしまっているようなケースが多発しております。

実際に私が知っている限りにおいても、十数件の企業が倒産や、やむを得ない廃業に追い込まれております。最大規模だったのは、あるホテルの100人からの解雇が行われてしまつたことが、もう2年前になりますけれども、あります。

そういう点で、企業の繁栄も、もちろん重要ですけれども、一番弱い立場にある労働者そのものが派遣切りとか、あるいは解雇、倒産による一番の被害を受けている弱い人たちであると私は思います。

そういう点で、この町民の生命、住まいを守る上での相談窓口設置を私は伺うわけなのです。

労働者がやむを得なく解雇されたことによって、救済を求めて、私も社会保険労務士の資格も持っておりますので、私の所にもかなりの相談が毎月あります。そして、労働局に対する申告とか、あるいは労働基準監督署に対しての是正を求める指導をお願いしたりとかというケースがありますが、直接行かれる方は、非常に少ないわけです。

しかしながら、現実には、一般的な相談窓口を設置しておりますので、そういう所には全国でも、最近の発表で22万件というふうに個別労働紛争に関する相談が寄せられております。群馬県でもその数は非常に多いわけです。

そういう点で、やむを得ず残業代をそういう形で払ってもらうとか、あるいは国に対しての立て替え払い金制度を利用して、請求を求めるというケースも多発しています。

まして、会社の寮に入居していたようなケースは、例えば、ホテル・旅館業の場合には食事も若干提供をしてもらえるということで、食べるものは何とか確保した上での住まいということなのですが、寮を追い出されることによって、職業の職だけでなく、食べる食さえも失われてしまつているというケースがあります。

したがって、ホームレスになるケースもあって、私も利根沼田のホームレスの実態をある程度、把握しておりますけれども、10人からのホームレスの実態があります。

政府発表では、群馬県下では98人と言われておりますけれども、私は、その4~5倍の数のホームレスがいると思っております。

住居を失うケースについては他にもありますて、先月の臨時議会においても出ておりましたけれども、町営住宅の滞納家賃による明け渡し請求訴訟で強制的に追い出されてしまうようなケースも発生しているわけです。

また、私は以前、一般質問で多重債務の問題を取り上げました。これは国の出資法も改正になりましたので、それに伴つていろいろな救済措置が行われました。

過払い金の返還とか、そういうことで利息の過払いの請求などが行われております、そういう相談窓口を各市町村に設置を求めました。しかし、私が取り上げた中においては、費用がかかるとか、専門家がいないということで、積極的でない回答をいただいておりますが、実際にそういうケースも今回の中には発生しております

そこで私は、通告にある1~6番の件ですけれども、

1. 合併後の町の企業倒産等の件数をどのように把握しているのか。
2. そこで働いていた町民の、その後の生活実態について、どういうふうに把握しているのか。
3. 生活保護の相談件数や申請、いわゆる職がない、生きていく術が無くなってしまっている、そういう人たちの相談件数や申請、また相談の中でも保護決定がされる比率は非

常に少ないわけですけれども、保護決定されている件数についてもお聞きしたいと思います。

4. 町営住宅家賃滞納の実態や、また明け渡しにより、住まいを失った人たちに出て行けと言うだけではなくて、なぜその後の、救済の手を差し伸べないのかという点についても、お伺いしたいと思います。

出ていくだけで、滞納家賃を回収する場合もあるでしょうし、放り出された後のこと、まず町民にとっては生きる術を失ってしまう、そういう深刻な事態でありまして、先程、冒頭でふれた派遣労働者の実態の問題と何ら変わりないと私は考えております。

5. 町民の命・財産を守る上で必要なことは、そういう点で考えた場合に一体何なのか。それについての町長のお考えもお聞きしたいと思います。

最後に6. 今、町に町民の生活相談窓口の設置が、今まで私が述べた中で考えた場合に、窓口設置がもう急務ではないかと、急がなくてはならないのではないかと思います。

それは個々の相談については、それぞれの所で扱っているかと思いますけれども、町民が苦しみに陥った場合について、総合的に相談を受けるような窓口が必要だと私は思います。その点についてのお考えもお聞きしたいと思います。

次に、質問の2になりますが、**非核宣言自治体の責務と施策について**であります。

ご存知のように、8月6日と9日、そして15日が、間もなくやってきます。

軍国主義の大日本帝国主義国家が起こした侵略戦争が、広島・長崎のアメリカ軍による原子爆弾の投下により、1945年8月15日の敗戦の日を迎きました。

今年で64回目の夏になります。

あのおろかな戦争という残酷な行為を続けた日本は、その深い反省の中から、翌年1946年11月3日には戦争放棄を謳った第9条を含む日本国憲法が生まれたわけです。

こういう憲法が生まれたのは、世界では初めてであります。

その年の1月には、すでに国連総会で第1号の決議として、「原子力兵器など一切の大量破壊兵器の廃絶に取り組むことをすべての加盟国の賛成で、国連では決定しております。

あの広島・長崎の事が全世界に広まったというふうには、なかなか言えないかと思いますけれども、そういう決議をしていることは、非常に大事なことであります。

しかしながら、大量破壊兵器、つまり当時、原子爆弾という核兵器を廃棄するどころか、その後、実験と開発で、アメリカを始めとする、当時のソ連、イギリス、フランス、中国、の5ヶ国が、核を保有するようになります。最高時は3万発を超える核兵器が製造されたわけです。

最近(09.4月)の調査でも、今、世界には23,300発以上の核兵器が備蓄されております。これはアメリカの調査機関が調べた報告であります。

地球上のすべての人々を、核兵器は20回以上も殺し尽くすことが出来ると言われております。

これらの状況の中で、今、世界に注目すべき新しい動きが始まりました。

それは、核兵器使用により、日本を世界で初めて唯一の被爆国にした国のトップ、つまり、黒人のラバク・H・オバマというアメリカ合衆国の大統領が、去る4月5日、チェコのプラハで貴重な演説をいたしました。

町長は、既にご存知と思いますし、私もこれを聴いて、非常に感激しております。

米国大統領としては初めて、核兵器を使用した唯一の国の道義的責任を認めて、核兵器廃絶へのアメリカの責任を公の場で語ったということです。

今までの大統領にはなかったことを今回、オバマ大統領は実行しました。

そこでお聞きしたいのは、

1．このオバマ演説について、町長はどうに受け止めいらっしゃるか、お聞きしたいと思います。

2として、広島・長崎を二度とくり返さないために、日本の各地で「核兵器廃絶平和都市宣言」が行われました。

市町村合併以前は、県を含めて、群馬県内すべての70市町村でその宣言を議会が全会一致で可決しております。

町長はこの宣言の果たす役割をどのようにお考えなのか、お聞きます。

3として、平和宣言をした自治体で結成した「非核宣言自治体協議会」に、みなかみ町は加入していただきました。利根沼田では本町と沼田市だけですけれども、他の自治体の平和施策に学び、今後、具体的にどのような平和施策を続けようとしているか、そのお考えをお聞きます。以上で、第1回目の質問を終わらせて頂きます。

よろしくお願ひします。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 穂苅清一議員のご質問にお答えいたします。

大きく2つに分かれていますが、まず1点目は、「町民の命・財産を守る上で、相談窓口の設置についてあります。この関係につきましては、6項目に分かれておりますが、まず1番、2番の合併後の町の企業倒産の件数と、そこで働いている町民の生活実態についてであります。

以前の一般質問等でも申し上げましたように、労働行政は国・県が主に行っておりまして、町は労働者の実態等を把握しておりません。

したがって、町内の企業倒産等の件数や、その企業で働いていた町民の生活実態等については分かりません。今まで多くの企業が生まれて、不幸にも倒産した事例は多くあるわけでありますけれども、その実態については、民間における経済活動の結果であります、特に町としては関与はしておりません。

但し、商業統計や事業所統計などによりまして、その期間の商店数や事業所数を結果として把握をしている状況であります。

また、群馬県は経済状況を把握するとして、民間調査会社と契約し、そのデータを取得しているようありますけれども、町ではしておりません。

また、経済状況を把握し、その対策は国・県の施策に応じて、本年度も「緊急雇用対策」や「ふるさと雇用再生事業」等に取り組んでいるところであります。

次に、3番目の**生活保護の相談件数と申請及び保護決定の件数**についてでありますが、本町における生活保護に関する相談は、本人が直接、役場窓口に来て生活保護についての相談をするケースと、民生委員さん等からの要請によるケースがあります。

これにより、町担当職員と県福祉事務所のケースワーカーが家庭を訪問しまして、生活状況等を確認しながら、本人から直接話を伺い、生活保護を受ける要件を満たしているかどうか、必要な調査を行っております。その後、申請書類を県に提出して、保護決定は県で行っております。

また、最近では景気の悪化により、雇用情勢も悪く、リストラで職を失い、次の仕事に就けずに生活困窮で困っている比較的高齢者の生活保護を申請する実態がマスコミ等でも報道されております。

本町でもこうした事例を含め、生活保護を申請する人が、昨年度に比べて増加傾向にあります。

そこで、穂苅議員のご質問ですが、本町における平成20年度は、相談件数38件、申請件数12件、その内10件が生活保護の決定を受けております。

次に、「町営住宅家賃滞納の実態と明け渡しにより住まいを失う町民に、なぜ救済の手を差し伸べないのか」についてであります。

まず、町営住宅家賃滞納の実態ですが、2年前の平成18年度決算において、滞納額が約4,400万円ありましたが、町はこの滞納額の縮減を図るために、平成19年6月に「みなかみ町営住宅家賃滞納整理等事務処理要綱」を制定しました。この要綱に基づきまして、高額滞納者は勿論のこと、3ヶ月以上滞納がある入居者には、納入履歴を精査して催告書を送付し、訪問による徴収等を行なっています。

また、一括納付できない入居者は、話し合いの上、分納誓約を結び、納付するようお願いをしてきてているところであります。

その成果と不納欠損によりまして、4,400万円ありました滞納額は2年間で、約半分の2,200万円まで減額ができました。その内訳は、既に5年以上経過した滞納額の内、徴収不能の約1,100万円は不納欠損処分とし、残りの1,100万円は、滞納者本人や連帯保証人、さらには分納誓約等の納付指導で納めて頂きました。

しかしながら、町の指導に従う者ばかりでなく、指導に従わない悪質な入居者には、明け渡し請求並びに契約の解除等の指導を行なってきました。

結果として、11名の入居者は、自分の非を認めて自主退去され、自主退去しなかった1名は裁判所を通して強制退去していただきました。

現在の町営住宅家賃滞納の実態ですが、30万円以上の滞納者が23名おり、滞納額の合計は約1,700万円で滞納額全体の約8割を占めています。

引き続き納入履歴を精査しながら、納付指導を行い、少しでも滞納額の減額に努めて行きたいと考えております。

次に「明け渡しにより、住まいを失う町民に、なぜ救済の手を差し伸べないのか」というご質問であります。

町は滞納額が高額であっても、入居者を理由もなく強制退去させてはおりません。

何度も話し合いを行い、或いは、話し合いを促しても無視を続けたり、誓約を締結しても簡単に約束を破って滞納額を増やし続けるなど、滞納家賃の納付に全く誠意が見られないと判断した入居者に行なっているのであり、町は町民から住まいを奪うことが本意ではありません。

先にも述べましたように、この2年間で滞納家賃が減額できたのは、入居者の皆さんが町の考え方理解を示したからであると思います。従って、このような状況下にあって、誠意の見られない入居者には、今後もやむを得ない措置として法的手段を取る場合があります。

次に、**町民の命・財産を守る上で必要な事は何か**とのご質問であります。

町では災害対策基本法第42条の規定に基づき、みなかみ町防災会議が「みなかみ町地域防災計画」を策定しました。

このことは町民の生命、身体及び財産を災害から守るために、災害予防、災害応急対策、さらには災害復旧等に本町及び防災関係機関などが行う業務の大綱を定めておりまして、防災活動の総合化を図り、その実効性を高めることを目的としております。

これからは、町民の高齢化や生活様式の変化等によりまして、防災意識の希薄化による防災力の低下が考えられます。

したがって、防災意識の高揚を図り、自助・共助・公助を基本に災害に強い町づくりを進めるために、地域における初期消火訓練や防災訓練、救急救命講習会などの実施を支援してまいります。

また、独居老人や高齢者世帯、要介護者や障害者等、日常生活や災害時に支援を要する住民の情報を一元的にデジタル化して、地図上で管理する要援護者管理システムを整備し、情報の維持・更新の円滑化を図り、最新の情報を管理するようにしていきたいと考えているところであります。

現在、これに対する補助事業等を国・県にお願いをしているところであります。

また、「災害時住民支え合いマップ」の作成に取り組み、災害時はもとより、日常生活における地域住民間の支え合い活動や防災対策の啓蒙普及を積極的に図ってまいりたいと考えております。

近年、温暖化の影響によりゲリラ豪雨など、予測不可能な災害が多く発生しております。

このような中で本町におきましても「みなかみ町洪水ハザードマップ」を作成しまして、浸水想定区域、その他の浸水が予想される区域や避難場所など、水害時における住民の安全かつ的確な避難行動に役立つマップを整備し、全戸に配布をしたいと考えているところであります。

次に、**町民の生活相談窓口の設置について**であります。

町民の生活相談窓口の設置でありますが、町民福祉課が所管しております『心配ごと相談事業』がこれに当たると思います。

この事業は、社会福祉協議会に業務委託をしておりまして、心配ごと相談を年12回、法律相談を年12回と、それぞれ実施しております。

また会場も、月夜野・水上・新治と3会場で行っており、相談に訪れる人が利用しやすい環境を整えているところであります。

「心配ごと相談」は、民生委員、人権擁護委員、行政相談委員が相談にあたり、「法律相談」は弁護士が相談に当たってくれております。

平成20年度では、心配ごと相談が5件、法律相談が35件となっております。

相談内容については、相続関係、離婚問題等の法律相談が多いと聞いております。

いずれにしても、役場業務の中では相談窓口を広く開けており、多くの町民の皆さんは必要とする部署に直接相談に来られております。また、各地区・各地域の民生委員さんを経由して、相談しやすい環境にあると思いますので、今のところ、特別に相談窓口を設置する考えはありません。

次に、**非核宣言自治体としての責務と施策について**であります。

現在、核兵器については、NPT（核兵器不拡散条約）により、「保有はするが手放さない。しかし、永続保有」という考え方方が主流でした。

ところが、オバマ大統領の登場により、「核のない、平和で安全な世界」が実現できる可能性が見えてきた事は、大変喜ばしいことであります。

しかし大統領は、「ライフタイム・自分が生きている間に実現は難しい。」とも述べてお

ります。

一時期は7万発もあった核ミサイルが、現在は冷戦時代の終焉によって、2万4千発まで減少したと言われております。

しかし、インド、パキスタン及びイスラエル等のNPTの非締約国、加えて北朝鮮の動向は、再び核兵器が増加することも懸念されます。

そこで、日本はオバマ大統領の演説を支持し、世界平和と核兵器の廃絶に向けて、出来る限りの行動を起こすことが重要であると考えます。

日本がアメリカの核の傘下にあることも現実でありますが、一方では世界の主要21ヶ国の76%が核兵器禁止条約の支持をしております。

日本はこのようなマジョリティ、いわゆる多数派の強みを活かして、唯一の被爆国として、世界に向けて粘り強く「核の恐ろしさ」を情報発信し、核のない世界平和の実現を訴えていく責務があると思っております。

みなかみ町は、2006年9月6日に「核兵器廃絶平和の町宣言」を行い、「日本非核宣言自治体協議会」に加入をしました。

協議会では、毎年、総会と研修会を開催して、事業計画の決定や情報交換等を行っておりますが、町は加入以来、参加しておりませんでしたが、今年5月19～20日に開催されました長崎市での総会と研修会に、職員を1名派遣したところであります。

協議会の特徴的な取り組みを申し上げますと、親子記者事業と称して、全国から10組の親子を募集し、夏休みに被爆地長崎で平和関連行事や被爆者への取材を行い、親子新聞記者として発刊しています。

また、会員自治体が海外姉妹都市で原爆展等を開催できるように、原爆写真ポスターやビデオ、写真集の提供等も行っております。

さらには、5月25日に行われた北朝鮮の核実験に抗議するために、国際連合朝鮮民主主義人民共和国代表部の大天使宛に抗議文を送っております。

今後は、協議会の活動内容を積極的に情報提供して、みなかみ町でも住民レベルで核兵器廃絶と平和運動を広げて行きたいと考えております。

平和の施策には、3つのベクトル、いわゆる方向があると思います。

一つには外向きのベクトルで、政府が中心となって国外に対して取り組むものです。

二つ目は横向きのベクトルで、市町村が単独、または連携して取り組むものです。

そして、三つ目は内向きのベクトルとして、住民レベルで取り組むものであります。

これによれば、みなかみ町は「日本非核宣言自治体協議会」に参画して、横向きのベクトルで取り組んでいることになります。

さらには、毎年「平和式典・戦没者追悼式」を行っておりまして、住民レベルでも取り組んでいることになると思います。この式典では、町内の中学生全員が平和の願いを込めて「千羽鶴」を折り、戦没者追悼式で英靈のご照覧後に、広島平和公園内「原爆の子の像」と、長崎平和公園内「平和祈念像」に奉呈しております。

我が国は唯一の被爆国であり、核兵器の廃絶は国民の悲願であります。それだけに私達は、これからも核兵器の廃絶に毅然たる態度で臨み、全世界に「戦争の愚かさと核兵器の廃絶」を強く訴えて行く必要があると思います。核兵器廃絶宣言をした、このみなかみ町であります。この精神に沿って、これからも平和運動を続けていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長（傳田創司君） 8番穂苅清一君。

（8番 穂苅清一君登壇）

8番（穂苅清一君） 平和施策については、私も考えは同じで、核廃絶への考えをお示ししていただきましたし、いくつかについては、既に施策を実行されているということで、それは私も承知しております。私はそれについて更に、他の自治体の非常に具体的な取り組みがいくつかあります。

先程出ましたような原爆展などもありますし、写真展・作品展などもありますけれども、あるいはパンフレットやポスターの作成等によっても周知させるということを渋川、前橋でもやっておりますけれども、そういう点はちょっと遅れているんじゃないかなと思いますし、そこら辺はちょっと今後の検討課題にしていただければと思います。

検討していただきたいのがもう一つ、庁舎の改修の際、足場が掛かっていた時に取り外した看板を取り付けていただけるかなと思って、若干お話しをしたこともあるのですけれども、そのまま取り外されたままになっております。

そんな関係で、他所の所については、合併後は新しいモニュメントとか、いろいろな形で新しい看板を付ける所もありますけれども、その点も検討していただければと考えております。

それで最初の質問、町民の生命・住まいを守る上での問題というのは、今の貧困の問題から取り上げたわけですが、自然災害の問題にも触れてお答えしていただいたのですが、それはまた何れの機会にでも取り上げたいと思います。

それで私が気になったのは、4としてお聞きした「なぜ救済の手を差し伸べないのか」、非常に悪質だから、それは出ていってくれということで、それで良いのかどうか、私はその点が気になっていたわけなのです。

それで先程の答弁の中でも、滞納者の悪質と言われる11名の内、1人については裁判で強制退去をされ、残りの10人は結果として自主退去ということになったのでしょうか。

議長（傳田創司君） 総務課長鬼頭春二君。

（総務課長 鬼頭春二君登壇）

総務課長（鬼頭春二君） 非核・平和の町宣言の看板が、庁舎改修時に取り外されて、そのままになっているというご指摘ですが、以前にもご意見をいただいたと思うのですが、今後取り付ける方向で検討をしていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（傳田創司君） 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） 11名の方が自主退去をされております。

行き先がもう分からぬ方が2人おります。その他4人の方は、県内に在住されていたり、その他の方についても近隣に在住されている状況であります。

議長（傳田創司君） 8番穂苅清一君。

（8番 穂苅清一君登壇）

8番（穂苅清一君） 退去された人たちの詳細をお知らせしていただいたわけですけれども、それはそれぞれの人たちが自主的、自発的に、あるいは関係者を頼って、生きる術として、住まいを確保されたというふうにも大体取れるわけで、私はそういう時に一定の期間、例えば、こういう場合もそうですし、寮を突然追い出されてしまうような、眞面目に働いていた労働者で賃金も不払いのまま追い出されてしまうという、そういう労働者に対しても、

シェルター的な住まいの確保というものを考えてもらえないだろうか。

それは県段階でなければ無理ですよとか、そういうことが出るかもしれませんけれども、私も県段階にも要望をしたこともありますし、現実問題として、住まいが無くて公園で暮らさなくてはならないような事態の人たち、先日のニュースですと、わざわざホームレスになってしまった重体の人たちを公園まで運びに来たという、身体がもうどうしようもなく、寝たきりのようになっている人をホームレスがいるから、そこに運んできて何とか面倒を看ろというようなことを看させるような形で置いていったという報道がありましたけれども、そういう点でシェルター的な存在は考えられないのかということをお聞きします。

町長（鈴木和雄君） 町ですか。

8番（穂苅清一君） ええ、町が。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町長（鈴木和雄君） 確かに、そういう悲惨な例をテレビ等で知るわけですけれども、まずは基本的には、労働行政に絡んで悲劇が生まれているわけでありまして、これらについてはやはり国・県がちゃんとするべきではないでしょうか。

やはり地方自治体は、それを受けてやるべき事があるならば、やはりやるということで、我々の方から積極的にどうのこうのということでは、本来はないのではないかというふうに思います。

しかし、そういう実態等が出れば、いかに対応をすべきかは、その時点で考えるしか今のところ手立てはないのではないでしょうか。

それから、悪質な滞納者にはどうするかということでしたよね。だけれども、率直なところ、どういたしますか？

我々としては、公平性のことを考えて、町民として、そこに入居をされた方に対してはやはり家賃を払ってもらいますよということで、入居をしてもらっているわけですね。

それを払わなかつた場合、ではそれをどうしますかということですよ。家賃を払わないでずっとそこに居て良いのかという問題もありますよね。

それを行政が許せるのですかということもあると思うのですよね。

だけれども、やはり入居したらお金を払ってもらうのですよ、これはもう当然のことですから、それが履行できなければ、やはりそこから退去をして頂くしか仕方がないというのが、行政としては、まずはここまでではないですか。

だけれども、その滞納されている人が入っているから、他の入居者の関係のお金も滞納の方にやつたら、これは今度は公平性を欠いてしまいますよね。お気持ちは分かりますけれども、穂苅議員だったら、私ならこうするのだけれどもどうですかということを、やっぱりある時は、私は言って良いと思いますけれども。それによって、いろいろと検討というものが生まれてくるのではないかと思うのですけれどもね。

議長（傳田創司君） 8番穂苅清一君。

（8番 穂苅清一君登壇）

8番（穂苅清一君） その点については、確かに国や県がもっと具体的な施策をもっと徹底していくべきなのは重々承知しておりますし、そういう方面での働きかけも今までしてきて

おります。

実際問題、平和の問題も先程、横のつながりということで、3つのつながりという方法が出ましたけれども、それと同じように、こういう問題についても、民間サイドで、例えば、N P O 法人を設立したりして、それで宿を確保しておき、空き家を確保しておき、そこにいざという時の人たちをそこへ収容させるという方法で、まずは数日でも、最大でも1ヶ月という事で、そこに収容して面倒を見た挙げ句に公的な施設に入れるという方法で N P O 法人の活動が現実にあります。

新聞テレビにも出ておりますけれども、日比谷公園の年越し派遣村の村長になっていた湯浅さんという方は、そういう「N P O 法人もやい」というのを立ち上げて、全国的な活動を進めている例もあります。

確かに今現在、自治体が手を出していないのが現実です。しかしながら、本当に死ぬような間際になったような人たちを、誰が救うのかと言えば、最後に頼るのは行政ではないのですか。私はそう思うのです。ですから、行政が本当は手を差し伸べられるような体制を整える、これはもう災害と同じです。

現在の派遣は単なる自然災害と違って、政治災害というふうに呼ばれております。

労働法の改悪やあるいは派遣法という悪い法律を作ったり、ちゃんとした労働基準法とか、労働契約法という労働の憲法と言われる2つの新しい法律があるのですけれども、そういう物さえも守っていない、守らせていない政治、国の立場が今回問われて、そういう動きが、改善する動きですね、派遣法の改正が今与野党を含めて論議されてきているというのが、今の立場だと思います。

そういう点で考えた時に、国がやるべき事であるかもしれません、町も今言われたような町長の姿勢であれば、県や国に上げていくことも大事ではないかなと思います。

時間が来ましたので、これで終わりにさせていただきます。

議 長（傳田創司君） 8番穂苅清一君に申し上げます。

所定の制限時間になっておりますが、当局からの答弁のみ許可します。

町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 今、悪質滞納者の関係から、労働問題に入って、どこが一つのポイントになっているのか、私も理解に苦しむのですけれども、やはり日常生活の中で生命に係わる問題点等ありますよね。そういう時は、行政の方としては、その相談を受けて対応をしていますよ、今でも。

だから、穂苅議員の言わんとするのは、労働行政の中で結果として生まってきた大きな施策の問題を言っているわけですよね。そういう問題については、やはり基本的には国・県ですよね。

だけれども、それと同時に、そういう中で地域の自治は、我々町民自治を進めているわけですから、その中にいろいろな問題が発生すれば、それはまたそれとして、自治を運営していく上で対策を取らなければならない問題点等については、やはり対策を取っていく必要はあろうと認識はしております。

ただ、基本はやはり国だと思いますけれどもね。そこがしっかりともらわないと困りますので、日本共産党もぜひ国会で頑張ってもらいたいと思います。

議 長（傳田創司君） これにて、8番穂苅清一君の一般質問を終わります。

**通告順序第5 7番 原澤 良輝 1. 水源の美味しい水・安全な水を町民に
2. 学校建設について
3. 税金の延滞金について**

議 長（傳田創司君） 次に、7番原澤良輝君の質問を許可いたします。
(7番 原澤良輝君登壇)

7 番（原澤良輝君） 通告に従って、質問をしたいと思います。

3つでありますけれども、1として、**水源の美味しい水・安全な水を町民に**ということです。

水源の町の水は美味しいです。しかし、水道法で塩素量が0.1mg/l以上と決められているために、水源の町の水道水も塩素が加えられてしまうということです。

町だけでなく、日本全体の問題でもあります。谷川の美味しい水を汲みに来て、炊飯やコーヒーを入れている人もおります。

ヨーロッパでは、塩素を毒と考えて、塩素注入を義務付けていません。例えば、ドイツなどは、0.3mg/l以下、スイスでは0.1mg/l以下など、日本の場合とは逆に上限を決めております。

「塩素」と「発がん性」の関係を指摘したハリス・レポートもありますし、アメリカでも塩素で殺菌する方法を改める検討がされています。

また、クリプト原虫も塩素では死がないと言われております。また、塩素は水道施設を痛めて、耐用年数も短くなつて修繕費もかかり、コストも高くなるのではないかと考えます。

そこで、塩素を混入しなくても良い「美味しい水特区」を作つてはどうかということです。

2として、塩素混入を前提にした急速濾過方式というのが日本では8割近くだそうですが、新しい微生物・微小動物を利用した「生物浄化方式（緩速濾過）」を取り入れることを検討してはどうかということです。

2つ目として、**学校建設について**あります。

緊急経済対策等で学校建設を始めとする公共事業に対して、補助率のアップや補助の追加ということで非常に大きな額が来ております。

実際に、耐震工事に対する予算の計画もされております。水上地区の教育施設整備計画ということで、いろいろ地元との検討や協議をされましたけれども、昨年耐震工事や予算の関係で変更されております。

そんなことで、この際、元に戻してはどうかということです。

3として、**税金の延滞金について**です。

低金利時代が長く続いており、低金利時代に延滞金の14.7%というのは高すぎるということあります。

いろいろな事情で税金を納められなかつた町民もいると思うのですけれども、納めよう

した場合に、延滞金で非常に高くなっていて、とても大変だということあります。

例えば、町とのトラブルを理由に、納めなかつたけれども、一応トラブルが解決したという時には、免除とか、そういう方法があつても良いのではないかということです。

それから、法律や条令をよく理解できずに、納めることができなかつたというケースもあると思うのですけれども、そういう時は理由ということで減免や免除などの方法をとっても良いのではないかということで、3点、質問したいと思います。

よろしくお願ひします。

議長（傳田創司君） 教育長登坂義衛君。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教 育 長（登坂義衛君） 水上中学校の改築について、原澤良輝議員の質問にお答えいたします。

議員の皆さん、ご承知のように、水上中学校の改築事業については、昨年11月の議会全員協議会、教育施設等特別委員会、総務文教常任委員会等において、ご協議を頂きました。さらに12月定例議会において、同校の改築に伴う基本設計費を含む補正予算が、原澤議員の賛成討論もあって、全会一致で可決されております。

次に3月議会では、私どもがお願いをした同中学校の実施設計のための費用についても予算化が認められております。これら議会の議決に基づいて、私ども教育委員会は、水上中学校改築に関する事務手続きを進めているところであります。

したがって、教育委員会、町の方針と議会の議決に沿って仕事を進めておりまますので、今回原澤議員が質問された「水上地区教育施設整備計画」を変更することは考えられません。

なお、例えば今後、この計画がもし変更された場合を想定しますと、既に県・国への手続き等が進行しており、この作業を中止して、改めて新しい計画による作業をスタートし、その新規計画を着手し完遂することは、可能性という観点から考えても極めて疑問であります。重ねて申し上げますが、現時点でこの件に関する計画変更は毛頭考えられません。

なお、町全体の財政を考えますと、他の諸事業との関わりを考慮しなければならないこともご理解をいただきたいと思います。

今後とも、議員各位を始め、関係者の方のご指導、ご協力をよろしくお願ひいたします。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 水源の美味しい水、安全な水を町民にというご質問にお答えいたします。

水道事業に携わる者として、安全で安定した水を住民に供給することが使命であり、日々の施設管理は元より、原水の監視、管路の維持補修に努めているところであります。

議員質問の塩素を混入しない「美味しい水特区」につきましては、県にも確認をしましたところ、水道法17条1項3号に衛生上必要な措置として、給水栓における水1リットル当たり残留塩素0.1ミリグラム以上を保持するように塩素消毒をすることになっております。

塩素の値を変えるには、水道法の改正が必要であり、現段階では無理な状況にあると思います。

ただし、美味しい水の条件と致しましては、旧厚生省が、おいしい水研究会で報告した7項目がありまして、蒸発残留物、硬度、遊離炭酸、過マンガン酸カリウム消費量、臭気度、残留塩素、水温となっております。

それぞれに数値があり、水道法にある50項目検査で蒸発残留物、硬度、臭気度、残留

塩素、水温は、計測しております。みなかみ町の代表的な浄水場では、この数値をクリアしておりますので、美味しい水と言えるのではないかと思います。

また、緩速濾過方式につきましても、比較的濁度の低い原水に適用され、濁度が高くなりますと前処理に沈殿池、あら濾過池等が必要となります。ろ過速度は一日4～5mと低く、砂層の部分が90cmあり、30～60日に1回程度、砂を入れ替えすることになり、その時の沈砂池も準備しなければならないので、施設自体に広い面積が必要となります。

それでも現在の水道法では、塩素消毒は行わなければなりません。

以前の一般質問でも答えておりますが、「上下水道経営改善検討委員会」の答申に沿って、施設整備や管路の補修を順次行い、可能な時期と施設状況を経営安定化に向けて、今後とも努力をしていきたいと考えております。

次に、**税金の延滞金について**あります。

延滞金は、納税者が納期限内に納付されなかった時に、税債務の履行遅延に対する遅延利息としての性格と、納期内に納付した納税者との公平性を保つために、課せられる罰則的な性格を合わせ持つものであります。

現在の割合は、法定納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間は4.5%、それ以降は年14.6%の割合で納税額に加算をされます。

参考までに、民間の状況ですが、東京電力の電気料金遅延利息は年10%、NTT電話料金は年14.5%、群馬銀行のカードローンは変動金利で12.1%となっております。

ご質問の、町とのトラブルを理由に納税を拒否していた場合の延滞金に対する措置は、大きく分けて二つのケースが想定されます。

1つは課税に対するトラブルでありますが、明らかに町側の課税ミスがあった場合は、当然の事として延滞金はもとより、本税も修正をする事になります。

2つ目は、行政に対する不満などにより、納税を拒否している場合ですが、住民税や固定資産税などの課税は、それぞれ所得や所有する資産に対する課税根拠を基に賦課しておりますので、トラブルとは別次元のものと考えられます。したがって、この場合は延滞金の免除の対象にはなりません。

次にご質問の法律や条令が解らず納税できなかった時など、理由によっては延滞金を減免又は免除することを考慮してはとの事であります、一般的に納税者は納期限内に納付しなければならない、延滞金が生じることを承知していると思います。全ての納税通知書に延滞金の記載がされているところであります。

延滞金の免除が認められる場合は、「地方税法第15条の9」及び「町条例19条の2」並びに「町税の延滞金減免に関する要綱」に規定されている理由による減免を受けることができます。

具体的には、納付が困難な状況の理由として、「災害・病気・不渡り・会社更生法又は民事再生法の適用」、「担保の提供」、「身体の拘束などにより、納税の告知を知らなかつた場合」等により、納税の猶予をした時に、延滞金の全額又は一部が免除されます。

延滞金の免除が認められないケースでは、現在も実行しておりますが、納税者と充分相談をして、分割納付をして頂き、延滞金が極力少なくなるように納税相談を行っているところであります。

最後に**延滞金の割合について**ご説明いたします。

納期限の翌日から1ヶ月間は本来7.3%であります、低金利に反映させるために、

平成 11 年の税制改正により、「商業手形の基準割引率、いわゆる公定歩合 0.5% に、4% を加算した割合とする特例措置を行っております。

なお、この改正の際に、14.6% の割合についても議論をされました。納付期限が過ぎて 20 日後には督促状が発送され、未納であることを納税者に通知してあるので、納税されないことは納税意欲が欠如している等の理由から、改正されなかったと伺っております。

最近の経済情勢によりまして、納税資金の確保が極めて厳しい状況から、割合の見直しを求める意見が国や県に寄せられているようありますけれども、税制調査会で議論するにはまだ至っていないという状況のようあります。

議長（傳田創司君） 7 番原澤良輝君。

（7 番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） 教育長に再質問いたします。

いろいろな事業を 12 月、3 月定例会や全員協議会において、議論をされたのは承知しておりますが、それ以降、情勢が変わってきていると考えます。

09 年度の 14 兆円という補正予算が成立し、緊急経済対策ということで 10 兆円近い国債を発行するとなっています。国債をむやみに発行することは借金が貯まってしまうので、あまり良いことだとは思っていませんが、この借金については、我々も含めて後の世代が支払わなければならないということになると思います。

したがってということではありませんが、地元の要望に合った事業に使う方が良いのではないかと思います。

そういう意味で、昨年および 3 月以降に非常に情勢が変わってきてるので、来年度以降に予定していた事業も前倒しでやりたいという計画もあると聞いています。

その中には、例えば、水上中学校の来年度以降の事業を前倒しで今年度やるという計画もあると聞いています。

そんな中で、やはり地元が要望していたような形に、今の計画を変更できるのではないかと考えるのですけれども、その辺のところはいかがですか。

議長（傳田創司君） 教育長登坂義衛君。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教育長（登坂義衛君） 繰り返しになりますけれども、私たちは、町の方針と議会の議決によって、決めていただきて仕事をするわけですので、決まったことを覆してということは出来ないわけで、そのように考えております。

それから、これも繰り返しですけれども、教育事業だけではなく町全体の財政というのもありますから、これらは我々の担当ではないですけれども、財政担当の方でよく考えてくれるわけですけれども、これも大きな問題があるわけで、教育だけの問題ではないとらえております、今回の国の措置についてですね。以上です。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町長（鈴木和雄君） 原澤議員のご質問は、地元の要望が小中一貫校の構想だからという話ですか。

7 番（原澤良輝君） そうです。

町長（鈴木和雄君） だけれども、それは今はないとおもいます。

十分に昨年協議をしました。議会とも、学区民の方々、PTA 関係者とも協議をしました。その方向で今の中学校の改築が決まったわけですね。それに基づきまして、12 月補

正でも設計関係の予算をお願いして、原澤議員に賛成討論までいただいたように理解をしているのですけれども、そうでしたよね。

そういう経過を踏まえてきましたて、今日に至るわけですけれども、今回の国の第1次補正、公共投資臨時交付金の関係で、前倒しでいろいろな公共事業が出来るというふうになっているわけです。そこで中学校の改築につきましては、22年度、23年度にということで進めたいということで、議会とも合意がされてきた経緯があります。

しかし、今回、この補正等によりまして、これを今年度に発注すれば、公共投資臨時交付金が受けられますよということですね。

だから、今年度中に発注をしなければ、これもまたダメになてしまうのです。

だからこれは本当に、町にとりましては、国につきましては、大きな借金をするわけですから、将来、プライマリーバランス等を考えた場合に大変だということは申し上げましたが、やはり町にとりましては、まさに今チャンスですよね。

これを上手く活用して、念願の中学校改築をこの機会にやつたらどうかということで、現在、取り組んでいるわけでありまして、したがって、今のペースで行きますと今年12月頃にはもう発注になると思います。

22年度中には完成をする、遅くとも23年度に入るかもしれませんけれども、23年の入学式は新しい改築された水上中学校で入学式が行われるだろうと、そのようにしたいなどというふうに思っております、現在、取り組んでいるところなのですけれども、ここで計画を変更したら、それこそ財政的にも学校施設上の問題からしても、本当に大変なことになってしまうと思うのですけれども。

議長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） 予算のことがありますので、町長に伺いますが。

12月議会も、その前の全協のことも、3月議会のことも承知しているし、内容も一応いろいろ精査をしながら、賛成なり反対なりをしてきたつもりです。

その当時の判断とすれば、耐震工事が非常に優先的になるということ、それと予算的なものがあるということで、そういう結論になっていったのだと思います。

今回の予算的なことについては、やはり28%の段階から、国の補助が38%になって、それで尚かつ臨時交付金が31%になるということになると69%、約7割近い補助金が、国庫補助が来るということで、そうするとそういう条件が変わってくるのではないかと思ったのです。

例えば、夏の検討書の時は、これがダメなら仕方がないという形で、水上中学校をやって下さいと、それは町にお願いをしますよと、多分、委員長の報告書だと思います。

やはりそれを見た時に、そういう条件がもの凄く変わってきたので、今年度中に発注をすれば、当初予定していた24年度よりも22年度までに完成できるということになれば、これは一つ頑張ってやってみる価値があるのではないかと。

思ったのは、最初に19年度の時に設計コンペをやっています。同じ石井設計さんです。石井設計さんが設計コンペをやった時は、小中一貫校の予定で設計をしていて、それで一応採用しますと言いますか、良いのを出していただきましたということで、石井設計さんにいただいたと思うのですね。

今回の3月の時は、中学校ということで、石井設計は出したのですけれども、設計屋さんの方の、そういう設計だとか何とかということであれば、何とか期間が縮まるのではないか

いかということになっていますし、町の方としても、ずっと小中一貫校で計画をしてきましたし、新教育プログラムでもいろいろと一貫校で検討をしてきています。

教育長は、学校が一つでなくとも小中一貫校は出来るのだよという言い方をしているので、それは別に良いのですけれども、そういうふうな形で検討が出来ないかということあります。

そういうことで検討できないかということです。情勢が変わった時には、すぐに情勢に対応を出来るのが、今の町長ではないかと思っているので、なるべくそういう良い方向に舵を切っていただければ有り難いなと思います。

それから、塩素の関係なのですけれども、法律があるというのは分かるので、特区で法律を外して欲しいということで、そういう声が上がれば変わらぬではないかと思っています。

給水人口が100戸未満の場合は、法律の適用除外になると聞いているのですが、町の簡易水道も含めて、だいたい10くらいは100戸以下です。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 学校の関係につきましては、もうここまで来て変更はちょっと出来ないと思いますね。

7 番（原澤良輝君） 町長でもダメですか。

町 長（鈴木和雄君） 私自身も、あと4ヶ月しかありませんし、既に地元の皆さん方とも、協議に入っていますし、この内容で公共投資臨時交付金を受けたいということで、もう国・県の方にも上がっています。これはどうやっても無理でしょう。その辺はぜひ地元の皆さん方と協議しながら、また議会の皆さん方にもご理解をいただきながら、ここまで一歩一歩積み上げてきましたので、ぜひこの線で実施をしてみたいと考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

水道の関係については、担当課長より答弁いたさせます。

議 長（傳田創司君） 生活環境課長山賀晃男君。

（生活環境課長 山賀晃男君登壇）

生活環境課長（山賀晃男君） 給水人口は100戸以下の所は、多分7つくらいあると思います。

議 長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） 緩速濾過が難しいという中に、広い面積だと時間が掛かるだとか、目が詰まった砂をどかさないといけないという話が出たのですけれども、最近のは緩速濾過という名前だと時間が掛かるようになっていますけれども、この4～5mというのが、大体10mくらいに速くなっているし、それから、生物をもう少し使っているということで、そういう作業をしなくても良いという方法になっているということもあるものですから、そういう形で検討していただければ有り難いと思います。

それから、延滞金の関係については一応、私もいろいろ町民からの相談を受けて、実情を聞きながら、問題解決をしたいと考えてやってきました。

やはり、過去に何年もトラブルを抱えてきて、これは町の方が具合が悪かったのだということで、町の方も謝罪をするという状況もあったと思うのですけれども、そういった場合、本税を納めるからという話し合いが付けば、延滞金を免除していただきたいなというのが、私の方の希望もありますし、そういう話し合いの場を作るようなルールが出来れば良いと思っております。

普通、考えられないような事態というのが、生活困難者の時には起こってきますし、それから普通に結婚生活をしていて、離婚してしまった場合で、相手がいなくなってしまった、今まで相談して判断できたのが、それが判断できなくなってきたと。

いろいろ文書は来ていたのだけれども、どうやって良いのか分からなくて、ずっともう眠れないほど考えていたのだという話もあります。

ではどうしたのだという話になって、裁判所から来たので仕方なくいろいろ電話をもらったりして、相談をしたのですけれども、そういうことで、どこに行って良いかも分からぬし、町に出すということも分からぬ人もいたものですから。

それでも正常な時は良いのですけれども、そういうことを考えて鬱状態になってしまっていると言われて、ではどうするかと言うことで、自殺未遂をしたりして、子供に迷惑を掛けてしまったということも聞いています。

ですから、そういうこともあるので、法律で言えばそうなのですけれども、そういう個々の状況も考慮して対応をしてもらいたいということで、延滞金の問題は出しました。

本税は払いますという話あります。

議長（傳田創司君） 税務課長木村一夫君。

（税務課長 木村一夫君登壇）

税務課長（木村一夫君） 原澤議員に手がけていただきましたトラブル案件については、今年度から本税の方を納めていただいている。改めて、お礼を申し上げます。

この案件につきましては、個別のことになりますので、また違う機会に相談をさせていただきますけれども、この案件につきましては延滞金の免除には該当しないと考えております。

それから、後段の離婚等で鬱状態というお話しですけれども、その案件につきましては私どもは承知はしておりません。

税務課も滞納整理室の方で、個別に納税相談等をさせていただきまして、今、分納制度を多く取り入れております。本税が少なくなれば、延滞金も当然少なくなりますので、そういう配慮もさせていただいておりますが、ケースによっては相談に応じられる場合もございます。

一般的には、条例、税法どおりの延滞金をいただいているのが実情であります。

平成20年度の延滞金の状況でありますけれども、2,959件で延滞金を1,200万円ほど納税者の方からお預かりしているのが現状であります。

そういう観点からも、法律どおりに公平にやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

議長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） 滞納とか、延滞金とかは、いろいろなケースがあると思うので、その辺はなるべく納めやすいようにお願いしたいと思います。

それから、クリプト原虫についてなのですが、塩素では死なないで、耐性菌が出来ているということなのですが、生物浄化法で生物を使うと、クリプト原虫を食べてくれるということなので、その辺も考えて実施してもらえばと思いますが。

議長（傳田創司君） 生活環境課長山賀晃男君。

（生活環境課長 山賀晃男君登壇）

生活環境課長（山賀晃男君） クリプト原虫については、動物の死骸や糞尿に入っているということ

で塩素では死なないということあります。

生物浄化法をやるには、湧水の不透水槽の湧水ならば、クリプト原虫は入っていないということあります。

今、原澤議員、ご指摘のように緩速濾過方式ですと、原虫が食べるから大丈夫だという方式になっていますが、ただ町の管理している水道が 30 箇所ありますと、結局、全箇所を緩速濾過方式にするには、面積が足りなかったり、いろいろな問題があります。

クリプト原虫対策には、膜濾過をすれば取れるということありますので、その辺を加味し合わせながら検討していきたいと考えております。

議長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） 水道事業は、結構、長期事業でいろいろと施設整備を計画的にやっていかないといけないなと思っております。

谷川地区には、きれいな水が大量に川に放流されています。それをなるべく活用するような計画をしていただいて、落差を利用して、給水できるようなシステムを考えれば、またポンプアップする電力が少なくなったり、濾過方式を変えることによって、水道管の傷みも少なくなったりということで、そういったことも法律があることは分かっているのですけれども、法律を適用しなくても良いところはそういうふうな形に、特区のように出来ないかということで、お願いをしたわけですけれども、出来るところから検討してもらえたとと思います。以上で、一般質問を終わります。

議長（傳田創司君） これにて、7番原澤良輝君の質問を終わります。

議長（傳田創司君） この際、休憩いたします。10時35分から、再開いたします。
（10時21分 休憩）

（10時35分 再開）

議長（傳田創司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順序第 6 1番 前田 善成 1. 国民健康保険事業について 2. アウトソーシング事業について 3. 森林整備活動支援について

議長（傳田創司君） 次に、1番前田善成君の質問を許可いたします。
（1番 前田善成君登壇）

1番（前田善成君） 通告に従い、一般質問をいたします。

1として、国民健康保険事業について、2として、アウトソーシング事業について、3として、森林整備活動支援についての3点であります。

最初に、国民健康保険事業について。

社保は、社会保険のように医療費に対して事業者負担がなく、医療費を保険税と支出金で支払う仕組みになっています。

75歳以上の資産保有者に対し、保険税の負担率が低く、その上 6% を超える医療費

の伸びが生じているにも関わらず、町村単位で保険加入を行う国民健康保険は、エリアも狭く、自営業者・離職者・年金生活者などにより、年齢構成が高く、他保険と比べて中間所得者の保険料負担が重くなっています。

そこで、住民の健康医療のさらなる充実に向け、都道府県単位の一元化を求める意見書以外に、町で行う取り組みや方向性について、お聞きします。

2として、アウトソーシング事業について。

実質公債比率の圧縮が迫られる中、効果的な政策であり、アウトソーシングは町政の効率化を考えると必要です。その効果について検証し、コンプライアンスの厳守、監督をする必要がありますが、行政の仕事を外部委託することは大切です。

そこで、ただ単に効率化だけに留めず、協働の町づくりを推進し、行政の守備範囲の見直しや、さらなる効率化、また雇用の場の拡大と産業化を考え、地元人材の活用や産業化のため、町独自の取り組みや方向性、方法について、お聞きします。

次に、森林整備活動支援について。

森林整備活動支援交付金などが出来たことで、国の方向性も声だけの支援ではなくなりました。基本計画、施業の規模、事業内容により、予算化、産業として育成する方向を打ち出しています。

源流の町として、水や森をアピールしている当町にとって良い流れであります。

そこで、地域特性を生かした町づくり、産業の創造について注目される中で、いち早く谷川岳や利根川などを前面に出した事業に取り組み、環境力・グリーンツーリズムを唱えるだけでなく、その考えを生かしつつ、森林整備に代表されるような林業の将来象、産業化への取り組みや方法について、お聞きします。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 前田議員のご質問は3点であります。

まず始めに、**国民健康保険事業について**、お答えいたします。

本町の国民健康保険特別会計は、既にご案内の通り、大変に厳しい運営状況にあります。

新年度に入り、厚生常任委員会、さらには議会全員協議会にその実態を説明し、具体的な値上げ率を提示して協議をいただきました。その結論を基にしまして、5月28日開催の臨時議会に、国保税の一部改正をする議案を上程いたしまして、賛成多数で可決されました。

これにより、平成21年度からの3年間は28%の値上げをお願いし、不足額は一般会計から法定外の繰入で補填する事になっております。

また、今後は3年毎に国保税の見直しを行ってまいります。そして、この方法による算定は、値上げの先送りや安易に一般会計からの法定外繰入をしない等、国保会計の健全な運営を目指すことにしております。

なお、平成20年度から40才以上の加入者を対象に、特定健診が義務付けられました。この健診は生活習慣病に関する健康診査を行い、その結果により健康の保持に努める必要がある人に、町の保健師が保健指導を実施しております。

今後、町としても国保加入者のみならず、特定健診受診者・高齢者などを中心に健康教室・生活指導に重点をおきまして、生活習慣病の予防に努め、さらには各種健診などの受診率の向上に努力していきたいと考えています。

また、加入者の皆さんにおかれましても、自分自身の体でありますので、重篤な病気に

なる前に、日頃から健診を受けることを心掛けて、適切な健康管理に努めて欲しいと思う次第であります。

その他、医療機関で処方される薬で後発薬品、いわゆるジェネリック薬品の使用促進を国保連合会等との連携によりまして、県内統一した方法で推進することができれば、被保険者が、ジェネリック薬品をより選択できるようになり、医療費の削減につながると思います。町としては、医療費削減の取組みについて、国保運営協議会にも諮問しております、次の協議会で答申を頂くことになっております。

さて、国民健康保険税については、過日、毎日新聞で取り上げられておりましたが、その実態については全国町村の70%以上が赤字経営を余儀なくされておりまして、国保財政が逼迫している実態をつぶさに報道をしております。

この関係は、前々から言っておりますように、加入者そのものが、無職者が大変であり、今から20年ほど前ですと25.5%くらいであった無職者が、現在はもう54.8%になっていると、さらには自営業者が、20年ほど前には29.8%であったものが、もう14.5%に落ち込んでいると、そしてリストラによる失業者、年金生活者等、社会的弱者が多くて、国保会計が大変であると、しかし、国保は福祉の根幹であるということを訴えております。

そういう中で、国保に対しての國のあるべき姿等について、国と言いますか、今後の国保のあり方等について、これは複数回答ですけれども、それぞれの関係者からアンケートをいただいている結果等も出ておりまして、39.5%が国費投入の拡大をすべき、35.4%が都道府県単位や国単位の広域化の運用をしなければこれからやっていかないだらうと、さらにはサラリーマンや公務員が加入者で運営基盤が比較的強固な被保険者との一体化を進めるべきだという考え方も21.5%もあると報道されております。

そういう中で、今国民健康保険税の保険料格差が3.6倍もあるというのですね。

それは一例を申し上げますと、08年度の保険料が高額な市町村は、大阪寝屋川市が50万430円、一番低いところが東京都青ヶ島村で13万9,900円だそうです。これはどういうふうに算定をしたかと言いますと、だいたい国民健康保険加入者の所得が200万円くらいであると、そこで200万円世帯で40歳夫婦と未成年の子供が二人いる4人家族で、固定資産税額が5万円ということをモデルにして、この額を出したのだそうです。

確かに3.6倍の差があるわけですけれども、では町としてはどうなのかと言いますと、みなかみ町は08年度ですと、31万1,460円でした。09年度、今回上がった金額で算定しますと、42万5,220円になります。

したがって、報道は08年度数値ですから、09年度のものはまだ出ておりませんけれども、やはり保険税が所得に対して大変高いという率を占めているということは言えると思います。

それだけにこれから制度改正を含める中で、町としても努力をしていかなければならないし、議会におきましても、国民健康保険の制度改正等に対しての意見書もいただいておりまして、関係方面に送付をいただいておりますので、さらに後押しを願うと同時に、我々もその宣言を基にしまして、町村会としても今後一層努力をしていきたいと、そして何とか国民健康保険制度が守られるように努力をしていきたいと、このように考えているところであります。

次に、アウトソーシング事業、いわゆる業務外部委託についてのご質問であります。

町は、財政規模100億円と職員数240人を目標に行財政改革行動指針を策定しました。

この目標を達成するためには、アウトソーシングが必要不可欠であり、今年度から給食業務及びスクールバス、用務員、保育士業務の一部を一括して大新東株式会社に業務委託したところあります。

大新東は、この業務を円滑に運営するため、町内に新治事業所を開設して、現在、事業所には管理部門も含めて60人の社員やパートタイマーが所属しています。

従業員は98%が町民であり、町内の雇用の場としても役割を担っており、地元人材の活用や産業化にも至っていると考えております。

仮に、前田議員が指摘する産業化が町の出資による第3セクターであるとすればということですけれども、私はそのような考え方を持っています。

なぜならば、アウトソーシングのメリットは、正規職員の削減、行政リスクの軽減、サービスの向上、地方公務員法にとらわれない雇用であります。これらのメリットを最大限に発揮するためには民間のノウハウを思う存分に発揮できるようにすることが肝要であると思います。

兵庫県篠山市や福島県矢祭町のように、官が出資して行政サービスを補完・代行する会社を設立している事例もありますけれども、行政が出資する以上は運営に関与することは避けられないことでありまして、運営にその弊害が生じることは過去の例においても枚挙に暇がありません。

私は行政が逐一、会社の運営に口を挟むようでは、民営化のノウハウは十分発揮を出来ないと、このように思います。したがって、今後も業務の専門性や管理監督責任などを十分に有する民間のプロと連携して取り組み、アウトソーシングのメリットを最大限に発揮できるように努めてまいりたいと考えております。

次に、森林整備活動支援についてであります。

林業・木材産業を取り巻く環境は、経済危機と出口の見えない不況から、住宅着工数が大幅に落ち込みまして、これに伴って、木材需要が減退し、県内の杉丸太価格は昨年10月の1立法メートル当たり14,000円台から、3月には8,000円台に急落する等、需要の減少と価格の低迷という厳しい状況下にあります。

このような中で、国は林野関係の当初予算の3分の2に当たる補正予算を組みました。

その内容は治山事業、林道事業、森林整備事業等に1千億円とし、「緑の産業再生プロジェクト」は森林資源の活用によって、林業・木材産業の再生を目的に1,238億円を予算化しております。

特に「緑の産業再生プロジェクト」は、各都道府県に基金を造成し、森林所有者や地方自治体の負担を定額助成方式で軽減させるものであり、その内容は間伐及び作業道の整備、間伐材の搬出から利用まで一体的に支援するとしており、平成23年度までの3ヵ年間、切れ目のない事業実施を行なうとしております。

県予算の対応は、治山や林道事業において、災害危険箇所の保全や基盤整備に増額補正するとし、現在は市町村の要望箇所を調査し、3ヶ年の事業計画を取りまとめていると伺っております。

いずれにしても、県は国の補正予算を積極的に受け入れて、森林所有者や市町村の負担軽減を図りながら、災害に強い森林づくりとCO₂森林吸収源対策の一層の推進を図り、林業と木材産業の再生を目指しております。

また、町では、森林組合や森林整備隊等の活動により、除間伐を推進しております、整備面積も昨年よりも多く実施する計画であります。

これらの事業に対して、付加価値を付けて一層の推進を図っていくために、目に見えないCO₂吸収量等を、国に認証する第三者機関により数値化して、これをクレジットにして、民間企業等と取引きを可能にする「オフセット・クレジット【J-VER（ジェイバー）】制度」への申請を現在、検討しております。

これによって、豊かな森林を守り、地球温暖化防止対策に寄与できればと考えております。

なお、このオフセット・クレジット制度は、現在、総合政策課・環境力推進室で取り組んでいるところであります。その方向が出次第、また議会の方にも説明をさせていただきますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げる次第であります。

議 長（傳田創司君） 1番前田善成君。

（1番 前田善成君登壇）

1 番（前田善成君） 国保の関係について、引き続き質問させていただきたいと思います。

国保加入者は、住民全体の36%で、世帯数では52%です。

一般会計でいつまでも補助をすることが、本当に住民に対して公平か、本当に良い運用方法なのか問題だと思います。県内で、医療費が17位で、保険税が30位のみなかみ町では、今回のような急激な保険料の値上げは、ある程度予想されていたはずです。

また、今回のような事が、これから3年後にも考えられますが、その3年後にどのような対応を考えているか、また去年12月の時点で、31世帯の方が資格証明者となっています。その資格証明者の部分と短期保険証の利用人口は、3年後、これからどのような推移で、どのように対応をしていくかお聞かせ下さい。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） だけれども、それは分からぬのではないですか。

今、始めたばかりでしょう。この間、条例改正をして、こういうふうにやっていきますよと、それで何とか負担軽減をして、この制度を維持したいということでスタートしたばかりですよね。

については、町の方からも28%増税したその残については、一般会計から補填しますよという方法を示したばかりでしょう。それで3年後どうなると言ったって、それは答えようがないですよね、今はね。どういう事を期待しているのですか。

議 長（傳田創司君） 1番前田善成君。

（1番 前田善成君登壇）

1 番（前田善成君） 確かに今、町長が言うように、3年後は分からぬかもしれないけれども、そうすれば、今までやってきた経験値というのがなくなってしまうわけですから、過去3年間をある程度の方策をしてこなかったから、今回上げるような形になったわけですよね。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） そうではないですよ。私はそういう理解はしていません。

今まででは、合併をして、基金があって、その基金で出来るだけ保険税を上げないように努力をしてきました。

しかし、今回の会計で思うのは、やはり後期高齢者医療制度の導入によって、税そのものが、後期高齢者医療制度の方に保険加入者が移行したために、保険税が減ったという問

題と、それから国・県から後期高齢者医療制度に対して、交付金がちゃんと来るわけだったのですが、それが予定どおり来ていないですよ、それが大きな原因なのですよ。

だから今回、先程も毎日新聞の話をしましたけれども、国は、国から出すお金を減らして、そして地方にあっては、滞納対策などは皆、市町村に任せてきたという一つのツケが、ここに来ていると指摘をされていますけれども、現実はやはりそうだと思いますよ。

私も前々から一般質問で答えているとおり、国自身が社会保障制度の社会保障費を介護・保険・医療・福祉等についてやっていますけれども、やはりまだまだ医療関係等については、しっかりととした財源を確保して、地方に配分しなければ、この国民健康保険制度をはじめとする保険制度はやっていけないのです。そこに問題があるのです。

だから、議会の皆さん方もそれを問題視されて決議をされたと思いますし、私ども町村会にあっても、それぞれの町村から、こういう問題が出ていますので、町村会の内部に福祉部会という専門部会を設けて、それで実態を解明して、これからどんどん国・県にそれを持ち上げて行って、出来る限り、被保険者の税負担を軽くして、この制度が維持できるようにやって行こうというふうに今取り組んでいるところです。

したがって、早々簡単にこの事は結論が出るものではないと思っていますけれども、やはり皆保険制度として、この国保を維持するのだという強い信念を持ってやろうする姿勢でありますので、ぜひ議会もそういう方向でご理解いただければと思います。

議長（傳田創司君） 1番前田善成君。

（1番 前田善成君登壇）

1番（前田善成君） 今、町長が言われるように、今回の国保の問題は、かなりの部分が税金の問題になってくると思います。

特に今言われたような税収の部分というのがどうしても欠落して、去る知事会で、京都の方で提案されたと思うのですが、国保の問題は、後期高齢者の保険料徴収がかなりの部分の原因になっているということで、その部分を何とか改良していくために、税徴収の一元化・広域化、いろいろな町村で税を徴収する時にある程度、同じようなレベルで、同じような組織を作り税金を徴収することによって、国民健康保険の組合自体が安定した収益を得て、安定した運営を行えるということで、そういう考え方で、京都府ではそういう取り組みも始めています。

うちの方の町もそうなのですが、町長言われますように、国民健康保険制度の問題、ただ問題だということだけではなくて、どういうふうに問題を改善していけば、光明が見えるのか。

京都市などは、市以外の広域圏で町村がアイディアを出して、今回のような方法を考えています。それに知事が乗った形で、知事会で説明をして、大阪府知事が厚生労働省から諮問があった時に反対したことなのですが、今回、京都府の方から提案された事は、住民から上がった意見なので、それを尊重するということで、ある程度の方向性を出していると思うのです。

今、町長が言われるように国保制度の問題は各町村だけの問題では解決できないと思いますが、それを発信していく方法として、また当町で何かそういう方法が考えられないかどうかをお聞きしたいと思い、次の質問をさせてもらっているのですよ。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町長（鈴木和雄君） 京都や大阪は、そういうやり方でやっているでしょうけれども、先程言いましたように、私も今、群馬県町村会長ですから、群馬県としてはどうにしようかという

ことなのですよ。

町村長が、24町村になりましたして、その中で部会制を設けて、産業部会、福祉部会など、3つの部会に分けたのですけれども、その一つの部会がいわゆる国民健康保険関係をいろいろと議論をして方向を出そうという部会になるわけです。当然、各町村からのいろいろな意見をまとめて、ある時には県とも協議をして、そういうものを更に全国町村会の方に上げてという取り組みをしようとしているわけです。

だから、町は町として、問題もあるだろうし、隣町はまたそれなりの問題があるだろうし、そういうものを上手くテーブルにのせて、一つの方向付けをして、国保会計が上手く回って行くように、そういう方策を決めていこうというふうに取り組もうとしているわけです。

議 長（傳田創司君） 1番前田善成君。

（1番 前田善成君登壇）

1 番（前田善成君） その取り組みの中に、今お話ししましたが、入の方の問題も少し考えて見てもらうことを提案したいと思っているのですが、それについてはいかがでしょうか。

町 長（鈴木和雄君） 入りというのは何ですか。

1 番（前田善成君） 徴収の仕方ですね。だから、もらうことだけではなくて、足りなくなる部分を公平化していく、税の公平、分配の公平みたいな形をとって、足りないものを払える人が、払えない人に対してある程度補助をしていくという形が考えられないかということです。

町 長（鈴木和雄君） だけれども、今そういうふうになっているのではないですか。

1 番（前田善成君） 今は制度の違いの部分である程度、公平にはなっていない形ですよね。それをある程度、公平にしていく形が取れないかということです。

町 長（鈴木和雄君） 税務課長に答弁をお願いします。

議 長（傳田創司君） 税務課長木村一夫君。

（税務課長 木村一夫君登壇）

税務課長（木村一夫君） 国保税の徴収率ですが、滞納繰越、現年分、それから不納欠損を除いた実質徴収率ですが、20年度は残念ながら、80%を割り込みまして、79.19%くらいになる見込みでありますけれども、昨年来、国保税を中心に収納をやってきましたけれども、景気の動向、影響を受けまして、収納率はどんどん落ちております。

それでご質問の関係ですけれども、以前から個人的には、国保会計というのはある程度のスケールメリットが必要だと考えておりました。

後期高齢者医療制度も県単位にまとめましたので、ゆくゆくは町長より答弁がありましたとおり、国民皆保険で一本化が望ましいのだと思いますけれども、まずは県単位で広域化されるのが、今言われた生活弱者の負担を和らげる方策ではないかと思っております。

先程の町長への質問の中に、京都府の関係が出ましたが、国保税だけではなくて、他の税の収納関係ということですが、一部事務組合でやっている所では、茨城県が一番最初であります。その他、三重県、和歌山県となっておりますけれども、京都府は国民健康保険の問題と合わせて、平成19年からと伺っておりますけれども、併任辞令方式で、府と市町村が共同で滞納整理に当たっているということあります。

群馬県も、みなかみ町が合併する以前から、希望する町村ですが、県職員に町の徴収職員の辞令を交付しまして、合同で滞納整理をやっているということあります。

どちらが良いかというと、やはりそれぞれメリットとデメリットがあるようすけれど

も、やはり今の経済状況で一部事務組合を設立してまで収納という案件は少なくなっています。もう経済的に納められないという方が多いので、今の県の方式でやって行ければと思っております。

先日も町長の所に、県の税務課長が来てくれまして、今後もそういった体制でやりたいということで協議もさせていただいております。以上でございます。

議長（傳田創司君） 1番前田善成君。

（1番 前田善成君登壇）

1番（前田善成君） ありがとうございました。

確かに今、経済状況の話で、そういうことがあるのかもしれません。

ただ、問題の根本に後期高齢者の問題があるということで、それを国保を含めて、住民税等、各税、滞納整理の問題や水道料なども考えながら、総合徴収して、それで高い所、低い所、使う所、使わない所を決めていく、そういう形で、全体の問題として、群馬県で検討してもらうこと、国で検討してもらうことも一つですけれども、町として、それについてどうしたいのかというのを県や国に発信していくことは必要だと考えますので、それについてまた皆さんに一層、研究なりをしていただきたいと思います。

次に、アウトソーシングについて伺います。

先程の答弁にもありました、第3セクターを作つて、アウトソーシングを行うということではなくて、どちらかと言えば、今の大新東に出している形態というのは、町の人間をそのまま使っていただいているという形態になっています。

そうであるならば、営業所等で本社に税金を持って行かれる形ではなく、ある程度、町に法人税が100%入る形にならないか。

特に「水の故郷」などは、派遣業の許可を持っているので、その社長さんを皆さんもご存知のとおり、大変に敏腕で赤字施設を黒字にしている方なので、そういう方を使いまして、今までアウトソーシングが決まった保険・介護・運転・調理という業種だけでなく、データ管理であるとか、設計・測量・イベント、また町の基幹産業である観光業に欠かせない清掃業であるとか、ルーム・受付等の派遣を行うなどの会社にしていただければ、職種の経験のある職員や町民をそこで使っていくことが可能だと思うのですけれども、そういうつもりで質問させていただきました。

特に社会保険が問題になっていましたが、そういう形であれば、社会保険も完備して、本当に法人税が全部町に入ってくるような会社になると思うので、その辺についてどうでしょうかということで、お聞きしたいと思います。

議長（傳田創司君） 総合政策課長石坂武君。

（総合政策課長 石坂 武君登壇）

総合政策課長（石坂 武君） 町長の答弁にありましたとおり、今の取り組みが良いと判断した中で、対応しているわけでありますが、給食部門を除いて、初めての取り組みということもありますので、当然、検証も必要だろうと考えており、そういった中で、先については考えて行きたいと思っております。

アウトソーシングに伴う前田議員の考え方につきましては、今後の参考にさせていただきたいと思います。

また、地元人材の活用という意味からは、そういった部分の質問がありましたので教えて触れますけれども、企業の進出が具体的に見えているわけでありますが、その部分の職員採用に関しても、操業に向けて管内を中心とした高等学校、利根商、利根実、尾瀬、中

之条、渋川工業の5校へ表敬訪問をするということで聞いております。

6月10日ということで話を聞いておりますので、事によりますと、もう既にその辺は済んでいるかと思います。

また更に8月1日には、仮称でありますけれども、関東工場進出という計画の中で20～40代を中心とした正職員20～30人を採用して、本社において事前研修をさせる予定であるということも聞いております。

実際の雇用時期は、確認しておりませんけれども、この部分については、何れにしても操業前採用と、実際の雇用に対しての先行採用という事になるということです。

22年12月1日、操業開始と聞いておりますけれども、まず第一期の操業開始時には最低でも120人の職員が必要ということになるようです。

参考にその中において、身障者の雇用も計画にあるようあります。こういった部分でも、地元雇用が期待できるという状況になってきております。いずれにしても、アウトソーシングの取り組み、対応については今後有効な手立てを考えて行きながら、さらに良い取り組みとして実行できればと考えております。今後の指導、ご協力をよろしくお願ひいたします。以上です。

議長（傳田創司君） 1番前田善成君。

（1番 前田善成君登壇）

1番（前田善成君） ありがとうございました。

特にアウトソーシングは、役所だけの職種ではなくて、町の基幹産業である観光産業に対して、ある程度、町から支援が出来るような体制づくりを作っていただきたいというのが、質問の一点に入っています。

旅館等が今回、町にとってアメリカの自動車産業と同じように、本当に町にとって生死を分けてしまう大切な産業ですから、それに対して少し手を差し伸べられるような方策として、こういうものを町から提案していただければ有り難いと思います。

次に、3番目の森林整備活動の支援についてです。

確かに、森林整備活動で、町は森林整備隊みたいな活動を行っています。

特に町長が言ったように、オフセットクレジットという日本中、マスコミを通して話題になっている一つですが、オフセットクレジットという形だけではなく、今間伐をしている人間達が、一日自分たちの給料になり、今すぐできる森林整備の支援について、今町が、例えば近くにあるチップ工場に間伐した材木を持っていく、そのような施策をするつもりがあるかどうかについてお聞かせ願いたい。

また、近隣行政で、林野庁の補助で林業を産業化するような、ソフト事業に対して93%の補助金を出すという制度もありますので、そのような制度を使って林業を産業化していく、ソフト事業の計画を作る気持ちがあるかの2点についてお聞かせ下さい。

町長（鈴木和雄君） それは何と言う事業ですか。

その事業が何をやろうとしているのか、パーンと言われて、どう思うかって言われても分からぬですよね。93%がどういうのだと、中身がどうなっているのか、はつきり言って下さい。

議長（傳田創司君） 質問者は、具体的に内容を説明して下さい。1番前田善成君。

（1番 前田善成君登壇）

1番（前田善成君） はい。

事業名自体は、森林整備活用支援事業ということです。この計画に裁定されているのは、

都市との交流と協働の里山再生事業ということで、これが93%、160万円のソフト事業のうちの93%、約163万円だと思うのですけれども、その中の93%の補助がもらえるということです。

- 町 長（鈴木和雄君） それで何をやるのですか。
 1 番（前田善成君） 計画の裁定ですよ。
 議 長（傳田創司君） 1番前田善成君に申し上げます。

質問時間がせまっておりますので、この答弁をもって質問を終わりにしていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。それでは答弁、よろしくお願ひいたします。

農政課長阿部行雄君。

（農政課長 阿部行雄君登壇）

農政課長（阿部行雄君） ただ今の質問ですけれども、いろいろとあろうかと思ひますけれども、早急に出来るような、林業につけるような仕事はないかということなのですが、昨年についても、170ヘクタールという大幅な森林整備をやりました。それに伴い、当然プロの方も入れたということです。地元みなかみの方々も、それについては非常に何人も多く携わってくれたと、ボランティアだけでなく、携わってくれたということで、それについてはもう速攻性が出ているかと思います。

今年度についても、昨年度よりははるかに多くやっていきたいということありますので、何とか林業者の方を確保してやっていければということあります。

それは今言われた、いろいろと制度があるということですが、これらを利用して、ソフト制度などが出来ないかということですが、これらについては今、県とも協議をしておりますけれども、すぐすぐにどういう取り組みをやるということは検討中であり、まだ示せないということあります。

そのような状況でありますが、森林についてはいろいろと皆さん頑張ってくれたり、この13、14日、それから来週も20、21日、27、28日と土曜、日曜と、すべて森林整備をやっていますので、ボランティアの方も募集しております。

ぜひ手伝っていただければと思っております。

- 議 長（傳田創司君） ほかに関連する答弁はございませんか。
 ないようですので、これにて、1番前田善成君の質問を終わります。
 大変にご苦労さまでした。

休会の件

- 議 長（傳田創司君） 以上で、本日の議事日程第2号に付された案件はすべて終了いたしました。
 お諮りいたします。
 明6月13日から、6月18日までの6日間は議案調査のため、休会にしたいと思いま
 すが、これにご異議ございませんか。
 （「異議なし」の声あり）

- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
 よって、明6月13日から18日までの6日間は休会とすることに決定いたしました。
 なお、6月15日に予定をされておりました教育施設等検討特別委員会は、会期中は開
 催しないことになりましたので、よろしくお願ひいたします。

散 会

議 長（傳田創司君） 6月19日は、午前9時より会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

大変にご苦労さまでした。

（ 11 時 20 分 散会 ）